

2月24日 食品衛生分科会

文書による報告品目に関する資料

(3) 文書による報告品目

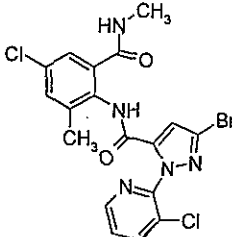
① 農薬

・クロラントラニリプロール （適用拡大+インポートトレランス申請）	1
・シアゾファミド（適用拡大）	8
・シエノピラフェン（適用拡大）	12
・シフルフェナミド（インポートトレランス申請）	15
・ピリダリル（魚介類）	18
・ミクロブタニル（適用拡大）	21
・メタラキシル及びメフェノキサム （インポートトレランス申請+魚介類）	26

② 動物用医薬品

・オキシリニック酸（適用拡大）	34
-----------------	----

クロラントラニプロール (Chlorantraniliprole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式	 <p>The chemical structure of Chlorantraniliprole is shown. It features a central pyridine ring substituted with a chlorine atom at the 2-position. This ring is connected via a nitrogen atom to a pyrazole ring, which has a bromine atom at the 5-position. The pyrazole ring is further substituted with a methoxy group (-OCH₃) and an amide group (-NH-C(=O)-). The amide group is attached to a benzene ring that has a chlorine atom at the 4-position and a methylamino group (-NH-CH₃) at the 2-position.</p>										
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	アントラニリックジアミド系殺虫剤である。鱗翅目、双翅目、鞘翅目及び半翅目昆虫の筋小胞体内のカルシウムチャンネル (リアノジン受容体) に作用してカルシウムイオンを放出させ、筋収縮を起こすことにより殺虫効果を示すものと考えられている。										
適用作物/適用品害虫等	レタス/ヨトウムシ、おうとう/ケムシ類 等										
我が国の登録状況	レタス、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2008年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は穀類、葉菜類、果菜類、仁果類果実、核果類果実等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、びわ等に、カナダにおいてりんご、あんず等に、EUにおいてりんご、ナッツ類等に、オーストラリアにおいてぶどう、レタス等に、ニュージーランドにおいてアボカド、ばれいしょ等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.26 mg/kg 体重/day [設定根拠] 18 か月間 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 26.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: クロラントラニプロールとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="566 1585 1412 1848"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>18.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>31.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>14.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>19.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	18.0	幼小児 (1~6 歳)	31.1	妊婦	14.1	高齢者 (65 歳以上)	19.9
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	18.0										
幼小児 (1~6 歳)	31.1										
妊婦	14.1										
高齢者 (65 歳以上)	19.9										
意見聴取の状況	平成 23 年 12 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○・IT			<0.01,<0.01
小麦	0.02			0.02		
大麦	0.02			0.02		
ライ麦	0.02			0.02		
とうもろこし	0.6		IT	0.6		
そば	0.02			0.02		
その他の穀類	0.02			0.02		
大豆	0.2	0.2	○			
小豆類	2		IT	2.0	アメリカ	【0.024(#)-0.30(#)(n=18)(米国グリーンビーン)】
えんどう	2		IT	2.0	アメリカ	【米国グリーンビーン、Polebean参照】
そら豆	2		IT	2.0	アメリカ	【米国グリーンビーン、Polebean参照】
らっかせい	2		IT	2.0	アメリカ	【米国グリーンビーン、Polebean参照】
その他の豆類	2		IT	2.0	アメリカ	【3.080(#),11.036(#)(米国Polebean)】
ばれいしょ	0.02	0.01		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02			0.02		
かんしょ	0.02			0.02		
やまいも(長いもをいう。)	0.02			0.02		
こんにゃくいも	0.02			0.02		
その他のいも類	0.02			0.02		
てんさい	0.02			0.02		
さとうきび	14		IT	14	アメリカ	【0.69(#)-12.04(#)(n=21)(米国とうもろこし茎葉参照)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.05		申	0.02		<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	20		申	20		1.78,1.29
かぶ類の根	0.2		申	0.02		0.02,0.03(\$)
かぶ類の葉	20		申	20		3.21,3.36
西洋わさび	0.02			0.02		
クレソン	20	13		20		
はくさい	20	4.0	○	20		
キャベツ	4	4.0	○	4.0	アメリカ	【0.033-1.1(n=10)(外葉あり)(米国)】
芽キャベツ	4	4.0		4.0	アメリカ	【0.037-0.078(n=3)(外葉なし)(米国)】
ケール	20	11		20		【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
こまつな	20	11	○	20		
ぎょうな	20	11	○	20		
チンゲンサイ	11	11	○	11	アメリカ	【米国からしな参照】
カリフラワー	4	4.0	○	4.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
ブロッコリー	4	4.0	○	4.0	アメリカ	【0.12(#)-0.67(#)(n=9)(米国)】
その他のあぶらな科野菜	20	11		20		【1.2(#)-5.6(#)(n=8)(米国からしな)】
ごぼう	0.02			0.02		
サルシフィー	0.02			0.02		
アーティチョーク	4		IT	4.0	アメリカ	【米国キャベツ、ブロッコリー参照】
チコリ	20			20		
エンダイブ	20	13		20		
しゅんぎく	20	13		20		
レタス(サラダ菜及びちしきを含む。)	20	13	○	20		【0.012(#)-2.4(#)(n=10)(外葉あり)(米国レタス)】【0.043(#)-0.47(#)(n=3)(外葉なし)(米国レタス)】
その他のきく科野菜	20	13		20		【3.2(#)-6.2(#)(n=7)(米国リーフレタス)】
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.21,0.66(\$)
アスパラガス	13		IT	13	アメリカ	【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】
にんじん	0.02			0.02		
パースニップ	0.02			0.02		
パセリ	13	13		13	アメリカ	【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】
セロリ	13	13		7	アメリカ	【0.99(#)-3.6(#)(n=7)(外葉あり)(米国)】【0.19(#)-2.5(#)(n=3)(外葉なし)(米国)】
その他のせり科野菜	13	13		13	アメリカ	【米国レタス、リーフレタス、セロリ参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	0.7	0.7	○	0.6	0.7, アメリカ	【0.018(#)-0.18(#)(n=20)(米国)】 【0.013(#)-0.18(#)(n=11)(米国)】 0.06,0.26(\$)
ピーマン	1	0.7	IT	0.6	1, EU	
なす	0.7	0.7	○	0.6		
その他のなす科野菜	20	0.7		20		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.3		0.05,0.07
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.25		0.3		
しろうり	0.3	0.25		0.3		
すいか※1		0.25		0.3		
すいか	0.1					
メロン類果実※1		0.25		0.3		
メロン類果実	0.1					
まくわうり	0.1	0.25		0.3		
その他のうり科野菜	20	0.25		20		
ほうれんそう	20	13		20		0.14, 0.32(\$)
オクラ	0.6		IT	0.6		
えだまめ	1	1	○			
マッシュルーム	0.6			0.6		
しいたけ	0.6			0.6		
その他のきのこ類	0.6			0.6		
その他の野菜	20	13		20		
みかん			IT			【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】
なつみかんの果実全体	1		IT		1.4, アメリカ	
レモン	1		IT		1.4, アメリカ	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1		IT		1.4, アメリカ	
グレープフルーツ	1		IT		1.4, アメリカ	
ライム	1		IT		1.4, アメリカ	
その他のかんきつ類果実	1		IT		1.4, アメリカ	
りんご	1	1	○・IT	0.4	1.2, アメリカ	0.37,0.18 【0.010(#)-0.23(#)(n=17)(米国)】 0.33,0.17 【米国西洋なし参照】 【0.016(#)-0.13(#)(n=11)(米国)】 【米国りんご及び西洋なし参照】
日本なし	1	0.5	○・申・IT	0.4	1.2, アメリカ	
西洋なし	1	0.5	○・申・IT	0.4	1.2, アメリカ	
マルメロ	1	0.3	IT	0.4	1.2, アメリカ	
びわ	0.3	0.3	IT			
もも※2		1.0	○・IT	1	4.0, アメリカ	【0.0639(#)-0.891(#)(n=23)(米国)】 【米国もも、すもも、おうとう参照】 【米国もも、すもも、おうとう参照】 【0.004(#)-0.076(#)(n=17)(米国)】 0.38,0.23 【0.056(#)-0.57(#)(n=12)(米国)】
もも	0.4					
ネクタリン	4	1.0	○・IT	1	4.0, アメリカ	
あんず(アプリコットを含む。)	4	1.0	申・IT	1	4.0, アメリカ	
すもも(プルーンを含む。)	4	1.0	○・IT	1	4.0, アメリカ	
うめ	1			1		
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○	1		
いちご	1	0.7	○・IT		1, アメリカ	0.23,0.30 【0.049(#)-0.436(#)(n=2)(米国ブラックベリー)】【0.0902(#)-0.513(#)(n=6)(米国ラスベリー)】
その他のベリー類果実	3		IT		2.5, アメリカ	
ぶどう	2	1.2	○	1		0.16,0.51(\$) 【0.0408(#)-0.522(#)(n=23)(米国)】 【米国核果類、仁果類参照】
かき	4		申・IT		4.0, アメリカ	
バナナ	4		IT		4.0, アメリカ	【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】 【米国核果類、仁果類参照】
パンパイヤ	2		IT		2.0, アメリカ	
アボカド	4		IT		4.0, アメリカ	
パイナップル	2		IT		1.5, アメリカ	
グアバ	4		IT		4.0, アメリカ	
マンゴー	4		IT		4.0, アメリカ	
パッションフルーツ	2		IT		2.0, アメリカ	
その他の果実	4		IT	0.6	4.0, アメリカ	
ごまの種子	0.3		IT		0.3, アメリカ	
綿実	0.3	0.3		0.3	0.30, アメリカ	
なたね	0.3		IT		0.3, アメリカ	
その他のオイルシード	0.3		IT		0.3, アメリカ	

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
くり	0.04		IT		0.04 ¹ アメリカ	【米国アーモンド及びペカン参照】
ペカン	0.04		IT		0.04 ¹ アメリカ	【0.003(#)-0.015(#)(n=6)(米国)】
アーモンド	0.04		IT		0.04 ¹ アメリカ	【0.004(#)-0.008(#)(n=6)(米国)】
くるみ	0.04		IT		0.04 ¹ アメリカ	【米国アーモンド及びペカン参照】
その他のナッツ類	0.04		IT		0.04 ¹ アメリカ	【米国アーモンド及びペカン参照】
茶	50	50	○			29.8,38.6(荒茶)
コーヒー豆	0.4		IT		0.4 ¹ アメリカ	【0.098(#)-0.205(#)(n=4)(米国)】
カカオ豆	0.08		IT		0.08 ¹ アメリカ	【米国アーモンド及びペカン参照】
ホップ	90		IT		90 ¹ アメリカ	【0.11(#)-7.9(#)(n=25)(米国アルファルファ参照)】
その他のスパイス	14		IT		14 ¹ アメリカ	【米国アルファルファ参照】
その他のハーブ	25		IT		25 ¹ アメリカ	【米国アルファルファ参照】
牛の筋肉	0.05	0.01	IT		0.05 ¹ アメリカ	推:0.02
豚の筋肉	0.05	0.01	IT		0.05 ¹ アメリカ	(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.01	IT		0.05 ¹ アメリカ	(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	推:0.12
豚の脂肪	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	推:0.10
豚の肝臓	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3	0.01	IT	0.01	0.3 ¹ アメリカ	(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	推:0.07
豚の腎臓	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.01	IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(牛の肝臓参照)
乳	0.05	0.01	IT	0.01	0.05 ¹ アメリカ	推:0.01
鶏の筋肉	0.02		IT		0.02 ¹ アメリカ	推:<0.01
その他の家きんの筋肉	0.02		IT		0.02 ¹ アメリカ	(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.01		IT	0.01	0.01 ¹ アメリカ	推:<0.01
その他の家きんの脂肪	0.01		IT	0.01	0.01 ¹ アメリカ	(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	推:<0.01
その他の家きんの肝臓	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの腎臓	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分	0.02		IT	0.01	0.02 ¹ アメリカ	(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.2		IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	推:0.09
その他の家きんの卵	0.2		IT	0.01	0.2 ¹ アメリカ	(鶏の卵参照)
魚介類	0.05	0.05	IT			推:0.05
とうがらし(乾燥させたもの)	5			5		

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

※1 すいか及びメロン類果実の基準値については、果皮を含む全果実に適用するものとする。

※2 ももの基準値については、果皮を含む全果実(核を除く。)に適用するものとする。

本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

※すいか、メロン類果実、まくわうりにおいては、国際基準の残留基準に加工係数0.3(可食部係数。果実全体の残留量に対する果肉の残留量の比)を乗じた値を基準値案とした。

※ももにおいては、米国の残留基準に国内残留試験より算出した加工係数0.1を乗じた値を基準値案とした。

クロラントラニプロール

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.05
小麦	0.02
大麦	0.02
ライ麦	0.02
とうもろこし	0.6
そば	0.02
その他の穀類 ^{注1)}	0.02
大豆	0.2
小豆類 ^{注2)}	2
えんどう	2
そら豆	2
らっかせい	2
その他の豆類 ^{注3)}	2
ばれいしょ	0.02
さといも類(やつがしらを含む。)	0.02
かんしょ	0.02
やまいも(長いもをいう。)	0.02
こんにやくいも	0.02
その他のいも類 ^{注4)}	0.02
てんさい	0.02
さとうきび	14
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	20
かぶ類の根	0.2
かぶ類の葉	20
西洋わさび	0.02
クレソン	20
はくさい	20
キャベツ	4
芽キャベツ	4
ケール	20
こまつな	20
きょうな	20
チンゲンサイ	11
カリフラワー	4
ブロッコリー	4
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	20
ごぼう	0.02
サルシフィー	0.02
アーティチョーク	4
チコリ	20
エンダイブ	20
しゅんぎく	20
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20
その他のきく科野菜 ^{注6)}	20
ねぎ(リーキを含む。)	2
アスパラガス	13
にんじん	0.02
パースニップ	0.02
パセリ	13
セロリ	13
その他のせり科野菜 ^{注7)}	13

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

クロラントラニプロール

食品名	残留基準値
	ppm
トマト	0.7
ピーマン	1
なす	0.7
その他のなす科野菜 ^{注8)}	20
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3
しろり	0.3
すいか	0.1
メロン類果実	0.1
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注9)}	20
ほうれんそう	20
オクラ	0.6
えだまめ	1
マッシュルーム	0.6
しいたけ	0.6
その他のきのこ類 ^{注10)}	0.6
その他の野菜 ^{注11)}	20
なつみかんの果実全体	1
レモン	1
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	1
グレープフルーツ	1
ライム	1
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	1
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
マルメロ	1
びわ	0.3
もも	0.4
ネクタリン	4
あんず(アブリコットを含む。)	4
すもも(プルーンを含む。)	4
うめ	1
おうとう(チェリーを含む。)	1
いちご	1
その他のベリー類果実 ^{注13)}	3
ぶどう	2
かき	4
バナナ	4
パパイヤ	2
アボカド	4
パイナップル	2
グアバ	4
マンゴー	4
パッションフルーツ	2
その他の果実 ^{注14)}	4
ごまの種子	0.3
綿実	0.3
なたね	0.3
その他のオイルシード ^{注15)}	0.3
くり	0.04

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。

注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

クロラントラニプロール

食品名	残留基準値	
	ppm	
ペカン		0.04
アーモンド		0.04
くるみ		0.04
その他のナッツ類 ^{注16)}		0.04
茶		50
コーヒー豆		0.4
カカオ豆		0.08
ホップ		90
その他のスパイス ^{注17)}		14
その他のハーブ ^{注18)}		25
牛の筋肉		0.05
豚の筋肉		0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉		0.05
牛の脂肪		0.3
豚の脂肪		0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.3
牛の肝臓		0.3
豚の肝臓		0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.3
牛の腎臓		0.2
豚の腎臓		0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2
牛の食用部分 ^{注20)}		0.2
豚の食用部分		0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2
乳		0.05
鶏の筋肉		0.02
その他の家きん ^{注21)} の筋肉		0.02
鶏の脂肪		0.01
その他の家きんの脂肪		0.01
鶏の肝臓		0.02
その他の家きんの肝臓		0.02
鶏の腎臓		0.02
その他の家きんの腎臓		0.02
鶏の食用部分		0.02
その他の家きんの食用部分		0.02
鶏の卵		0.2
その他の家きんの卵		0.2
魚介類		0.05
とうがらし(乾燥させたもの)		5

注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

※1 すいか、メロン類果実の基準値については、果皮を除去したものに適用するものとする。

※2 ももの基準値については、果皮及び種子を除去したものに適用するものとする。

シアゾファミド (Gyazofamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式	<chem>Cc1ccc(cc1)-c2nc(Cl)c(C#N)n2S(=O)(=O)N(C)C</chem>										
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	シアノイミダゾール系化合物の殺菌剤である。ミトコンドリアにおける電子伝達系を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられる。										
適用作物/適用病害虫等	ぶどう/べと病、かんきつ/褐色腐敗病 等										
我が国の登録状況	ぶどう、かんきつ等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてばれいしょ、なす科野菜、うり科野菜等、カナダにおいてばれいしょ、トマト、うり科野菜等、EUにおいてトマト、うり科野菜等について基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.17 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 17.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: シアゾファミドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>22.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>9.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>13.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	12.3	幼小児 (1~6 歳)	22.7	妊婦	9.4	高齢者 (65 歳以上)	13.1
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	12.3										
幼小児 (1~6 歳)	22.7										
妊婦	9.4										
高齢者 (65 歳以上)	13.1										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
大豆	0.3	0.3	○			0.06(\$), 0.04
小豆類	0.1	0.1	○			0.02, 0.02
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10	10	○			5.07, 3.54
かぶ類の根	0.3	0.3	○			0.08, 0.06
かぶ類の葉	20	20	○			14.6, 9.72
はくさい	2	2	○			0.10, 0.72(\$)
キャベツ	0.7	0.7	○			0.28(#), 0.16(#)
ケール	15	15	○			(こまつな参照)
こまつな	15	15	○			9.10(\$), 3.76
きょうな	10	10	○			1.85, 4.94
チンゲンサイ	3	3	○			1.02(\$), 0.76
ブロッコリー	1	1	○			0.24, 0.40
その他のあぶらな科野菜	15	15	○			2.3, 8.5(\$)(はたけな)
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10	10	○			5.17, 2.44(サラダ菜)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○			0.36, 0.88
わけぎ	5	5	○			0.75, 1.64(\$)
その他のゆり科野菜	3	3	○			1.26, 0.88(葉たまねぎ)
にんじん	0.09	0.09	○		0.09	アフリカ
みつば	10	10	○			【<0.01-0.045(n=18)(米国)】 2.04, 3.46(\$)
トマト	2	2	○			1.00, 0.72(ミニトマト)
ピーマン	1	1	○			0.33(\$), 0.22
なす	0.5	0.5	○			0.11, 0.10
その他のなす科野菜	2	2	○			0.68(\$), 0.24(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○			0.08, 0.23(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.1	申			0.06, 0.17 【<0.01-0.05(n=4) (米国べばかぼちゃ)】
しろりり	0.1	0.1	○		0.1	アフリカ
すいか	0.05	0.05	○			【米国べばかぼちゃ参照】 <0.01, <0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
まくわうり	0.1	0.1	○		0.1	アフリカ
その他のうり科野菜	0.1	0.1	○			【米国べばかぼちゃ参照】 0.02, 0.02(とうがん)
ほうれんそう	25	25	○			16.2(\$), 7.17
しょうが	3	3	○			1.38, 0.99(葉しょうが)
えだまめ	5	5	○			2.34(\$), 0.40
その他の野菜	10	10	○			4.4, 3.8(おかひじき)
みかん	0.7	0.7	○			0.25(\$), 0.05
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.54(#), 0.47
レモン	5	5	○			2.03(\$), 0.33
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	5	○			(レモン参照)
グレープフルーツ	5	5	○			(レモン参照)
ライム	5	5	○			(レモン参照)
その他のかんきつ類果実	5	5	○			
いちご	0.7	0.7	○			0.29(\$), <0.01
ぶどう	10	10	○			6.36, 1.90(小粒種)
パパイヤ	0.5	0.5	○		0.5	台湾
その他の果実	1	1	○			【0.10(#)(台湾)】 0.18, 0.40(\$)(いちじく)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス	10	10	○			3.38(\$), 1.51(みかんの果皮)
その他のハーブ	15	15	○			6.29(\$), 3.06 (畑わさびの茎葉)/ 3.58, 9.96 (畑わさびの花、花茎及び葉)

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

シアゾファミド

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.05
大豆	0.3
小豆類 ^{注1)}	0.1
ばれいしょ	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
かぶ類の根	0.3
かぶ類の葉	20
はくさい	2
キャベツ	0.7
ケール	15
こまつな	15
きょうな	10
チンゲンサイ	3
ブロッコリー	1
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	15
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	10
たまねぎ	0.05
ねぎ(リーキを含む。)	2
わけぎ	5
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	3
にんじん	0.09
みつば	10
トマト	2
ピーマン	1
なす	0.5
その他のなす科野菜 ^{注4)}	2
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
しろり	0.1
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
まくわうり	0.1
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.1
ほうれんそう	25
しょうが	3
えだまめ	5
その他の野菜 ^{注6)}	10
みかん	0.7
なつみかんの果実全体	2
レモン	5
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5
グレープフルーツ	5
ライム	5
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	5
いちご	0.7
ぶどう	10
パパイヤ	0.5
その他の果実 ^{注8)}	1
その他のスパイス ^{注9)}	10
その他のハーブ ^{注10)}	15

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、さく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

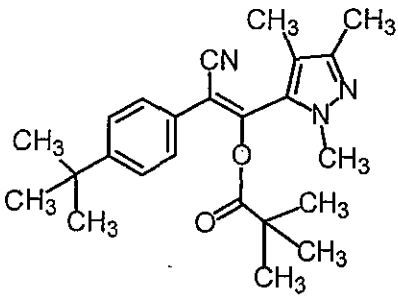
注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注8)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注9)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注10)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

シエノピラフェン (Gyenoipyrafen)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	プロベニトリル骨格を有する殺ダニ剤である。作用機構として、代謝生成物がミトコンドリア電子伝達系複合体Ⅱに結合し、コハク酸からコエンザイムQへの電子の流れを阻害することにより作用すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	りんご/ハダニ類、茶/チャノホコリダニ 等										
我が国の登録状況	りんご、茶等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.05 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠①] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 5.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>[設定根拠②] 23日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 5 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シエノピラフェンとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1563 1417 1825"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>12.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>26.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>11.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>15.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	12.5	幼小児 (1~6 歳)	26.5	妊婦	11.8	高齢者 (65 歳以上)	15.0
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	12.5										
幼小児 (1~6 歳)	26.5										
妊婦	11.8										
高齢者 (65 歳以上)	15.0										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のきく科野菜	10		申			4.18,3.76(食用ぎく)
ピーマン	1		申			0.22,0.38(\$)
なす	0.7	0.7	○			0.08,0.22(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1		申			0.32(\$),0.08
すいか	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
みかん	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)/ <0.01,<0.01
なつみかんの果実全体	2	2	○			0.70,0.32/0.52,0.90(#)
レモン	2	2	○			(なつみかん参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○			(なつみかん参照)
グレープフルーツ	2	2	○			(なつみかん参照)
ライム	2	2	○			(なつみかん参照)
その他のかんきつ類果実	2	2	○			(なつみかん参照)
りんご	2	2	○			0.38,0.76
日本なし	2	2	○			0.72(\$),0.15
西洋なし	2	2	○			(日本なし参照)
もも	0.1	0.1	○			0.02,0.02
ネクタリン	1	1	○			0.21,0.36(\$)
あんず(アプrikottを含む。)	5	5	○			(うめ参照)
すもも(ブルーベリーを含む。)	0.2	0.2	○			0.04(\$),<0.01
うめ	5	5	○			0.76,1.65(\$)
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○			0.36,0.53(\$)
いちご	3	3	○			1.30,1.02
ぶどう	5	5	○			0.09,2.80(\$)
茶	60	60	○			48.8(\$),5.0
その他のスパイス	15	15	○			6.41(\$),1.66(みかん果皮)

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

シエノピラフェン

食品名	残留基準値
	ppm
その他のきく科野菜 ^{注1)}	10
ピーマン	1
なす	0.7
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
すいか	0.05
メロン類果実	0.05
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	2
りんご	2
日本なし	2
西洋なし	2
もも	0.1
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	5
すもも(ブルーンを含む。)	0.2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	3
ぶどう	5
茶	60
その他のスパイス ^{注3)}	15

注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

シフルフェナミド (Cyflufenamid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	アミドキシム骨格を有する殺菌剤である。麦類、いちご、メロン、もも等のうどんこ病及び灰星病に防除効果を示すが、作用機構は解明されていない。										
適用作物/適用病害虫等	麦類/うどんこ病、おうとう/灰黒病 等										
我が国の登録状況	麦類、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRによる毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて、小麦、大麦等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.041 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 無毒性量 4.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: シフルフェナミドとする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>4.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	5.0	幼小児 (1~6 歳)	11.2	妊婦	4.1	高齢者 (65 歳以上)	4.7
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	5.0										
幼小児 (1~6 歳)	11.2										
妊婦	4.1										
高齢者 (65 歳以上)	4.7										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.3	0.3	○			0.020,0.054(\$)
大麦	0.7	0.7	○			0.228,0.258
ライ麦	0.7	0.7	○			(大麦参照)
その他の穀類	0.7	0.7	○			(大麦参照)
トマト	0.5	0.5	○			0.16,0.10(ミトマト)
ピーマン	1	1	○			0.058,0.342(\$)
なす	0.3	0.3	○			0.051,0.066
その他のなす科野菜	0.3		IT		0.3 韓国	{0.111(#)(n=1) (とうがらし)(韓国)}
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○			0.060,0.054/0.020,0.018
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○			0.096(#),0.034(#)
しろうり	0.2	0.2	○			0.005(#),0.026(#)($\$$)
すいか	0.02	0.02	○・IT			<0.005,<0.005
メロン類果実	0.02	0.02	○・IT			<0.005(#),<0.005(#)/ <0.005,<0.005
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			0.067(#),0.024(#)(とうがらみ) 0.116(#)($\$$),0.036(#)(にかうり)
りんご	0.7	0.7	○			0.150(#),0.272(#)($\$$) /0.099(#),0.087(#)
もも	0.05	0.05	○・IT			<0.005(#),0.011(#)($\$$)
すもも(プルーンを含む。)	0.3	0.3	○			0.088(#),0.056(#)
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○			0.636(#),1.80(#)($\$$)
いちご	0.7	0.7	○			0.273,0.170/0.013,0.046
ぶどう	0.5		IT		0.5 韓国	{0.14(#)(n=1)(韓国)}
かき	0.5	0.5	○			0.152(#),0.178(#)

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

($\$$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

シフルフェナミド

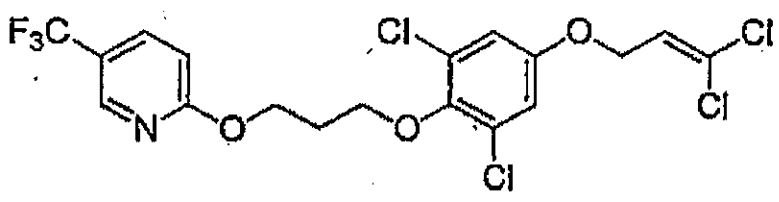
食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.3
大麦	0.7
ライ麦	0.7
その他の穀類 ^{注1)}	0.7
トマト	0.5
ピーマン	1
なす	0.3
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3
かぼちや(スカッシュを含む。)	0.3
しろり	0.2
すいか	0.02
メロン類果実	0.02
その他のうり科野菜 ^{注3)}	0.5
りんご	0.7
もも	0.05
すもも(プルーンを含む。)	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	0.7
ぶどう	0.5
かき	0.5

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

ピリダリル (PyridalyI)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	フェノキシ-ピリジロキシ誘導体の構造を有する殺虫剤である。詳細な作用機構は明らかになっていないが、野菜類の鱗翅目害虫、総翅目害虫及び双翅目害虫に対して食毒及び接触毒として作用し、防除効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	キャベツ/コナガ、はくさい/アオムシ 等										
我が国の登録状況	キャベツ、はくさい等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合 (EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてキャベツ、ブロッコリー等に、EUにおいてトマト、メロン類果実等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>許容一日摂取量 (ADI) 0.028 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2世代 繁殖試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 2.80 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>遺伝毒性試験: <i>in vitro</i> 試験 (+/-) <i>in vivo</i> 試験 (-)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ピリダリルとする。										
暴露評価	<p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="571 1460 1422 1720"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>34.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>61.2</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>31.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	34.6	幼小児 (1~6 歳)	61.2	妊婦	29.4	高齢者 (65 歳以上)	31.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	34.6										
幼小児 (1~6 歳)	61.2										
妊婦	29.4										
高齢者 (65 歳以上)	31.4										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.2	0.2	○			0.01, 0.04/<0.01, <0.01
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	0.1	○			<0.01, 0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	5	5	○			2.22(\$), 0.76
はくさい	1	1	○			0.17, 0.37
キャベツ	0.2	0.2	○			0.03, 0.04
チンゲンサイ	15	15	○			2.83, 8.02(\$)
ブロッコリー	2	2	○			0.50, 0.60
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	20	○			1.92, 1.71(レタス) 1.40, 6.68/15.2, 5.98(リーフレタス) 11.2(\$), 1.12(立ちちしや) 1.96, 2.36(食用ぎく) 0.98, 2.27(ぎく(葉))
その他のきく科野菜	5	5	○			
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			1.16, 1.76(葉ねぎ) 0.51, 1.12(根深ねぎ)
アスパラガス	3	3	○			0.12, 1.30(#)(\$)
トマト	5	5	○			0.38, 0.31(トマト)
ピーマン	2	2	○			1.12, 1.76(\$)(ミニトマト)
なす	1	1	○			0.62, 0.74
その他のなす科野菜	5	5	○			0.36, 0.36 2.14, 1.79(とうがらし) 1.12, 1.61(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.16, 0.20
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
未成熟えんどう	5	5	○			1.42, 2.46
未成熟いんげん	3	3	○			1.16(\$), 0.60
えだまめ	5	5	○			1.47, 1.72
その他の野菜	5	5	○			(未成熟えんどう, 未成熟いんげん, えだまめ参照)
いちご	5	5	○			1.64(\$), 1.23
その他のハーブ	30	30	○			21.0, 16.4(しそ) 4.81, 5.36(しその花穂) 12.3, 3.82(バジル)
魚介類	0.2		申			推:0.16

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

ピリダリル

食品名	残留基準値	
	ppm	
大豆	0.2	
ばれいしょ	0.05	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	
かんしょ	0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	5	
はくさい	1	
キャベツ	0.2	
チンゲンサイ	15	
ブロッコリー	2	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20	
その他のきく科野菜 ^{注1)}	5	注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	5	
アスパラガス	3	
トマト	5	
ピーマン	2	
なす	1	注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
その他のなす科野菜 ^{注2)}	5	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	
メロン類果実	0.05	注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
未成熟えんどう	5	
未成熟いんげん	3	
えだまめ	5	
その他の野菜 ^{注3)}	5	
いちご	5	注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注4)}	30	
魚介類	0.2	

ミクロブタニル (Myclobutanil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	トリアゾール系殺菌剤である。菌類の細胞膜を構成する主要成分であるエルゴステロールの生合成を阻害することにより菌類の生育を妨げると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	いちじく/さび病、おうとう/灰星病 等										
我が国の登録状況	いちじく、おうとう等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	1992年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準は、ぶどう、仁果類、いちご、トマト等に設定されている。米国においてりんご、ぶどう、いちご、トマト等に、カナダにおいてりんご、ぶどう等に、欧州連合(EU)においてぶどう、うり類等に、オーストラリア及びニュージーランドにおいてぶどう、仁果類に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量(ADI) 0.024 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・混餌) 無毒性量 2.49 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: ミクロブタニルとする。										
暴露評価	EDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>33.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>67.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>36.3</td> </tr> </tbody> </table> EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)		EDI/ADI比 (%)	国民平均	33.6	幼小児(1~6歳)	67.3	妊婦	29.3	高齢者(65歳以上)	36.3
	EDI/ADI比 (%)										
国民平均	33.6										
幼小児(1~6歳)	67.3										
妊婦	29.3										
高齢者(65歳以上)	36.3										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	0.3	0.3				
大麦	0.5	0.5				
大豆	0.3	0.3			0.25 ¹ アメリカ	【0.2090(n=1)(米国)】
はくさい	1	1				
チンゲンサイ	1	1				
その他のあぶらな科野菜	1	1				
ごぼう	1	1				
サルシフィー	1	1				
アーティチョーク	1	1				
チコリ	1	1				
エンダイブ	1	1				
しゅんぎく	1	1				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	9	9			9.0 ¹ アメリカ	【0.20~3.95(#)(n=7) (米国) 0.48/0.46(#)(食用菊) 0.35,0.375(ふき)】
その他のさく科野菜	1	1	○			
たまねぎ	1	1				
ねぎ(リーキを含む。)	1	1	○			
にんにく	1	1	○			
にら	1	1				
アスパラガス	1	1				
わけぎ	1	1	○			
その他のゆり科野菜	1	1	○			
にんじん	1	1				
パースニップ	1	1				
パセリ	9	9			9.0 ¹ アメリカ	【米国レタス参照】
みつば	1	1				
その他のせり科野菜	1	1				
トマト	2	1	○・申	0.3		0.30,0.58(\$)(トマト)
ピーマン	1	1	○			
なす	1	1	○			
その他のなす科野菜	1	1	○			0.22,0.25(ししとう) 0.35,0.40(とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1	1	○			
しろりり	1	1	○			
すいか	1	1	○			
メロン類果実	1	1	○			
まくわうり	1	1				
その他のうり科野菜	1	1				
ほうれんそう	1	1				
たけのこ	1	1				
オクラ	1	1				
未成熟えんどう	1	1	○			
未成熟いんげん	1	1				
えだまめ	1	1				
その他の野菜	1	1	○			0.32,<0.08(未成熟さざげ) 0.16,0.50(食用金魚草)
りんご	0.5	0.5	○	0.5		
日本なし	0.7	0.7	○	0.5		0.03(#),0.14(#)/ 0.08(#),0.34(#)(\$) 【日本なし参照】
西洋なし	0.7	0.7	○	0.5		
マルメロ	0.5	0.5		0.5		
びわ	1	1		0.5		
もも	1	1	○	2		
ネクタリン	2	2		2		
あんず(アブリコットを含む。)	2	2		2		
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.2		0.5		
うめ	2	2		2		
おうとう(チェリーを含む。)	2	2	○	2		

食品名	基準値 素 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
いちご	1	1	○	1		
ラズベリー	1	1				
ブラックベリー	1	1				
ブルーベリー	1	1				
クランベリー	1	1				
ハuckleベリー	1	1				
その他のベリー類果実	0.5	0.5		0.5		
ぶどう	1	1		1		
かき	1	1	○			
バナナ	2	2		2		
キウイ	1	1				
パパイヤ	1	1				
アボカド	1	1				
パイナップル	1	1				
グアバ	1	1				
マンゴー	1	1				
パッションフルーツ	1	1				
なつめやし	1	1				
その他の果実	1	1	○			
綿実	0.02	0.02			アメリ	【<0.01(n=1)(米国)】
アーモンド	0.02	0.02			アメリ	【<0.0032~0.0057(n=6)(米国)】
茶	20	20	○			
ポップ	10	10		2	アメリ	【1.34~5.62(n=3)(米国)】
その他のハーブ	1	1	○			0.4,0.4(しその葉)
牛の筋肉	0.03	0.03		0.01	アメリ	推:0.023
豚の筋肉	0.03	0.03			アメリ	【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03			アメリ	【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.02	0.02		0.01	アメリ	推:0.020
豚の脂肪	0.02	0.02			アメリ	【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			アメリ	【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.4	0.4		0.01	アメリ	推:0.39
豚の肝臓	0.4	0.4			アメリ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4	0.4			アメリ	【牛の肝臓参照】
牛の腎臓	0.07	0.07		0.01	アメリ	推:0.068
豚の腎臓	0.07	0.07			アメリ	【牛の腎臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07	0.07			アメリ	【牛の腎臓参照】
牛の食用部分	0.4	0.4		0.01	アメリ	【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.4	0.4			アメリ	【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4	0.4			アメリ	【牛の肝臓参照】
乳	0.09	0.09		0.01	アメリ	推:0.083
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01	アメリ	推:<0.002
その他の家禽の筋肉	0.01	0.01		0.01	アメリ	【鶏の筋肉参照】
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01	アメリ	推:<0.002
その他の家禽の脂肪	0.01	0.01		0.01	アメリ	【鶏の脂肪参照】
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01	アメリ	推:<0.002
その他の家禽の肝臓	0.01	0.01		0.01	アメリ	【鶏の肝臓参照】
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01	アメリ	推:<0.002
その他の家禽の腎臓	0.01	0.01		0.01	アメリ	【鶏の腎臓参照】
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01	アメリ	推:<0.002
その他の家禽の食用部分	0.01	0.01		0.01	アメリ	【鶏の食用部分参照】
鶏の卵	0.01	0.01		0.01	アメリ	推:0.0042
その他の家禽の卵	0.01	0.01		0.01	アメリ	【鶏の卵参照】

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。
 (¶)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。
 「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
 「基準値現行」欄には、平成22年12月24日及び平成23年6月29日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において議決された内容を示した。

ミクロブタニル

食品名	残留基準値
	ppm
小麦	0.3
大麦	0.5
大豆	0.3
はくさい	1
チンゲンサイ	1
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	1
ごぼう	1
サルシフィー	1
アーティチョーク	1
チコリ	1
エンダイブ	1
しゅんぎく	1
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	9
その他のきく科野菜 ^{注2)}	1
たまねぎ	1
ねぎ(リーキを含む。)	1
にんにく	1
にら	1
アスパラガス	1
わけぎ	1
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	1
にんじん	1
パースニップ	1
パセリ	9
みつば	1
その他のせり科野菜 ^{注4)}	1
トマト	2
ピーマン	1
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注5)}	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	1
しろうり	1
すいか	1
メロン類果実	1
まくわうり	1
その他のうり科野菜 ^{注6)}	1
ほうれんそう	1
たけのこ	1
オクラ	1
未成熟えんどう	1
未成熟いんげん	1
えだまめ	1
その他の野菜 ^{注7)}	1
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	1
もも	1
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(ブルーンを含む。)	0.5

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

マイクロブタニル

食品名	残留基準値
	ppm
うめ	2
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	1
ラズベリー	1
ブラックベリー	1
ブルーベリー	1
クランベリー	1
ハックルベリー	1
その他のベリー類果実 ^{注8)}	0.5
ぶどう	1
かき	1
バナナ	2
キウイ	1
パパイヤ	1
アボカド	1
パイナップル	1
グアバ	1
マンゴー	1
パッションフルーツ	1
なつめやし	1
その他の果実 ^{注9)}	1
綿実	0.02
アーモンド	0.02
茶	20
ホップ	10
その他のハーブ ^{注10)}	1
牛の筋肉	0.03
豚の筋肉	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注11)} の筋肉	0.03
牛の脂肪	0.02
豚の脂肪	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.4
豚の肝臓	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.4
牛の腎臓	0.07
豚の腎臓	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.07
牛の食用部分 ^{注12)}	0.4
豚の食用部分	0.4
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.4
乳	0.09
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注13)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注8)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

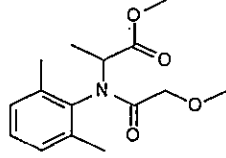
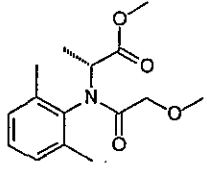
注10)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレンソ、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注11)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注12)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注13)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

メタラキシル (Metalaxyl) 及びメフェノキサム (Mefenoxam)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請があったもの。										
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【メタラキシル】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【メフェノキサム】</p> </div> </div>										
用途	農薬/殺菌剤										
作用機構	メタラキシル及びメフェノキサムは 酸アミド系殺菌剤であり、菌糸伸長及び孢子形成を阻害することで、特に卵菌綱ツユカビ目の糸状菌に対して防除効果を有すると考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/黄化萎縮病、いちご/根腐病 等										
我が国の登録状況	稲、いちご等に農薬登録がされている。										
諸外国の状況	2002年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はメタラキシルについて、らっかせい、キャベツ等に設定されている。米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、米国において小豆類、ばれいしよ等に、カナダにおいて小麦、大豆等に、EUにおいてたまねぎ、にんにく等に、オーストラリアにおいて仁果果実類、パイナップル等に、ニュージーランドにおいてベリー類、ぶどう等に基準が設定されている。いずれの国及び地域においても、現段階では、メタラキシルの基準値がメフェノキサムにも適用されるものとなっている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量 (ADI) 0.022 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 [ラット・混餌 (メタラキシル)] 無毒性量 2.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及び魚介類にあつては、メタラキシル及びメフェノキサムとし、畜産物にあつては、メタラキシル及びメフェノキサム並びに代謝物D【2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸】とする。										
暴露評価	TMDI/ADI比は、以下のとおり。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>34.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>68.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>32.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI比 (%)	国民平均	34.4	幼小児 (1~6歳)	68.3	妊婦	29.5	高齢者 (65歳以上)	32.2
	TMDI/ADI比 (%)										
国民平均	34.4										
幼小児 (1~6歳)	68.3										
妊婦	29.5										
高齢者 (65歳以上)	32.2										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○	0.05		<0.01, 0.02
小麦	0.05	0.05		0.05		
大麦	0.05	0.05		0.05		
ライ麦	0.05	0.05		0.05		
とうもろこし	0.05	0.05		0.05		
そば	0.05	0.05		0.05		
その他の穀類	0.05	0.05		0.05		
大豆	0.05	0.05	○	0.05		
小豆類	0.2	0.2	○			
えんどう	0.2	0.2		0.1		
らっかせい	0.1	0.1				
その他の豆類	0.2	0.2				
ばれいしょ	0.3	0.3	○	0.05		<0.05(#), 0.06(#), 0.11(#), 0.16(#) 【<0.05(#)(n=16)/ <0.05(#)-0.19(#)(n=8) (米国)】
やまいも(長いもをいう。)	0.4		IT		0.5*	アメリカ
こんにやくいも	0.3	0.3	○			【米国ばれいしょ、てんさい、 だいこん(根)及び にんじん参照】
てんさい	0.05	0.05		0.05		【<0.05(#)-0.90(#)(n=9) (米国)】
さとうきび	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○			0.03, 0.05 【0.23(#)-0.57(#)(n=3)/ 0.28(#)-0.57(#)(n=4) (米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2	0.2	○			0.04, 0.05
かぶ類の根	0.3	0.3	○			<0.1, <0.1
かぶ類の葉	0.3	0.3	○			<0.1, <0.1 <0.02, 0.03 (わさびだいこん)
西洋わさび	0.2	0.2	○			0.020, 0.088
はくさい	0.3	0.3	○			
キャベツ	0.5	0.5	○	0.5		
芽キャベツ	0.2	0.2		0.2		
こまつな	1	1	○			0.20, 0.44
きょうな	3	3	○			1.02, 0.40 (みずな)
チンゲンサイ	2	2	○			0.52, 0.16
カリフラワー	0.5	0.5		0.5		
ブロッコリー	0.5	0.5	○	0.5		<0.1, <0.01
その他のあぶらな科野菜	0.7	0.7	○			0.26, 0.25 (ひろしまな)
しゅんぎく	4		IT		5.0*	アメリカ
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	2		2		【<0.05(#)-4.9(#)(n=40)/ 0.58(#)-8.4(#)(n=20) (米国)】
その他のきく科野菜	4		IT		5.0*	アメリカ

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。)	2 0.2	2 0.2	○ ○	2		【<0.02(n=4)(EU)】 0.02(#), 0.03(#)
にんにく アスパラガス わけぎ その他のゆり科野菜	0.5 0.05 0.2 0.3	0.5 0.05 0.2 0.3	 ○	0.05	0.5, EU	【EUたまねぎ参照】 <0.1, <0.1(ちつきょう)
にんじん パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜	0.4 2 4 2 1	0.05 2 2 1	IT ○ IT ○ ○	0.05	0.5*, アメリカ 5.0*, アメリカ	【<0.05(#)-0.26(#)(n=6) (米国)】 0.40, 0.56 【0.42(#)-2.5(#)(n=15) (米国)】 0.74, <0.05 0.15, 0.34(せり)
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	2 2 1 1	2 2 1 1	○ ○ ○ ○	0.5 1 1		0.20, 0.66(ミニトマト) 0.38(#), 0.05(#), 0.31(#), 0.60(#) 0.20, 0.50
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実	1 0.2 0.2 0.7	1 0.2 0.2 0.7	○ ○ ○ ○	0.5 0.2 0.2 0.2		0.20(#), 0.50(#), 0.16(#), 0.39(#) 0.05, 0.03 0.23(#), 0.04(#)
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	2 1 1 0.2 0.2 0.2	2 1 1 0.2 0.2 0.2	○ ○ ○ 	2 0.05		0.10, 0.34 0.30, 0.31
その他の野菜	3	3	○	0.05		
みかん レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.2 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7	0.2 0.7 0.7 0.7 0.7 0.7	○ 			0.04(#), 0.02(#)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2	 			

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
もも	0.2	0.2				
ネクタリン	0.2	0.2				
あんず(アプレコトを含む。)	0.2	0.2				
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2				
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.2				
いちご	7	7	○		10* アムカ	【0.93(#)-4.5(#)(n=8) (米国)】
ラズベリー	0.2	0.2		0.2		
ブラックベリー	0.2	0.2				
ブルーベリー	2	2				
その他のベリー類果実	0.2	0.2				
ぶどう	1	1	○	1		
アボカド	0.2	0.2		0.2		
パッションフルーツ	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
ひまわりの種子	0.05	0.05		0.05		
綿実	0.05	0.05		0.05		
アーモンド	0.4	0.4			0.5* アムカ	【<0.05(#)-0.88(#) (n=6)(米国)】
くるみ	0.4	0.4			0.5* アムカ	【<0.05(#)-0.13(#) (n=6)(米国)】
カカオ豆	0.2	0.2		0.2		
ホップ	10	10	○	10		
その他のスパイス(種子を除く。)	5	5	○			1.26(#), 1.66(#) (みかん果皮)
その他のハーブ	2	2	○			0.64(#), 0.35 (みょうが)
牛の筋肉	0.02	0.02			0.05** カナダ	
豚の筋肉	0.02	0.02			0.05** カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02			0.05** カナダ	
牛の脂肪	0.02	0.02			0.05** カナダ	
豚の脂肪	0.02	0.02			0.05** カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02			0.05** カナダ	
牛の肝臓	0.1	0.1			0.3** カナダ	
豚の肝臓	0.1	0.1			0.3** カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1			0.3** カナダ	
牛の腎臓	0.3	0.3			0.85** カナダ	
豚の腎臓	0.3	0.3			0.85** カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3	0.3			0.85** カナダ	
牛の食用部分	0.02	0.02			0.05** カナダ	
豚の食用部分	0.02	0.02			0.05** カナダ	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02			0.05** カナダ	
鶏の筋肉	0.01	0.01			0.05** カナダ	
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01			0.05** カナダ	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の脂肪	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
鶏の肝臓	0.06	0.06			0.3**、カナダ	
その他の家きんの肝臓	0.06	0.06			0.3**、カナダ	
鶏の腎臓	0.2	0.2			0.7**、カナダ	
その他の家きんの腎臓	0.2	0.2			0.7**、カナダ	
鶏の食用部分	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
鶏の卵	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
その他の家きんの卵	0.01	0.01			0.05**、カナダ	
魚介類	0.1		申			推:0.098
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	5	5				
とうがらし(乾燥させたもの)	10			10		

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。
 「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

○ 作物残留試験の分析対象

JMPR及びEUでは D-鏡像異性体のメタラキシルMを対象とし、米国及びカナダでは メタラキシル及びメタラキシルM並びにその代謝物をまとめて加水分解し、2,6-ジメチルアニリンを生成させ、その総量をメタラキシル又はメタラキシルMの残留値としている。豪州では ラセミ体のメタラキシルを分析対象としている。

「外国基準値」欄に「*印」の記載のあるものは、基準値を設定する際に、米国又はカナダの基準を参照した箇所で、代謝物が含まれている。

- * 農産物では、植物体内運命試験成績から、親化合物と2,6-ジメチルアニリンに変換されると推測される代謝物に対する親化合物の推定最大割合の1/1.5≒0.7を換算係数として乗じ、一律基準を超える農産物について、下2桁目を切り上げて基準値を設定した。
- ** 畜産物では、親化合物と2,6-ジメチルアニリンに変換されると推測される代謝物の合計に対する親化合物と推定最大割合と推定される0.2~0.3の係数(家畜0.3、家きん0.2)をカナダの基準値に乘じ、一律基準を超える畜産物について、端数を切り上げて基準値を設定した。

メタラキシル及びメフェノキサム

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	
小麦	0.05	
大麦	0.05	
ライ麦	0.05	
とうもろこし	0.05	
そば	0.05	
その他の穀類 ^{注1)}	0.05	
大豆	0.05	
小豆類 ^{注2)}	0.2	
えんどう	0.2	
らっかせい	0.1	
その他の豆類 ^{注3)}	0.2	
ばれいしょ	0.3	
やまいも(長いものをいう。)	0.4	
こんにやくいも	0.3	
てんさい	0.05	
さとうきび	0.05	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2	
かぶ類の根	0.3	
かぶ類の葉	0.3	
西洋わさび	0.2	
はくさい	0.3	
キャベツ	0.5	
芽キャベツ	0.2	
こまつな	1	
きょうな	3	
チンゲンサイ	2	
カリフラワー	0.5	
ブロッコリー	0.5	
その他のあぶらな科野菜 ^{注4)}	0.7	
しゅんぎく	4	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	2	
その他のきく科野菜 ^{注5)}	4	
たまねぎ	2	
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	
にんにく	0.5	
アスパラガス	0.05	
わけぎ	0.2	
その他のゆり科野菜 ^{注6)}	0.3	
にんじん	0.4	
パセリ	2	
セロリ	4	
みつば	2	
その他のせり科野菜 ^{注7)}	1	
トマト	2	
ピーマン	2	
なす	1	
その他のなす科野菜 ^{注8)}	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.7	

※今回基準値を設定するメタラキシル及びメフェノキサムとは、農産物及び魚介類においてはメタラキシル及びメフェノキサムをいい、畜産物においてはメタラキシル及びメフェノキサム並びにメタラキシル及びメフェノキサムの代謝物D【2-[(2,6-ジメチルフェニル)-(2-ヒドロキシアセチル)アミノ]プロピオン酸】をメタラキシル及びメフェノキサムの含量に換算したものの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

メタラキシル及びメフェノキサム (つづき)

食品名	残留基準値	
	ppm	
ほうれんそう		2
オクラ		1
しょうが		1
未成熟えんどう		0.2
未成熟いんげん		0.2
えだまめ		0.2
その他の野菜 ^{注9)}		3
みかん		0.2
レモン		0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.7
グレープフルーツ		0.7
ライム		0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注10)}		0.7
りんご		0.2
日本なし		0.2
西洋なし		0.2
マルメロ		0.2
びわ		0.2
もも		0.2
ネクタリン		0.2
あんず(アプリコットを含む。)		0.2
すもも(プルーンを含む。)		0.2
おうとう(チェリーを含む。)		0.2
いちご		7
ラズベリー		0.2
ブラックベリー		0.2
ブルーベリー		2
その他のベリー類果実 ^{注11)}		0.2
ぶどう		1
アボカド		0.2
パッションフルーツ		0.2
ひまわりの種子		0.05
綿実		0.05
アーモンド		0.4
くるみ		0.4
カカオ豆		0.2
ホップ		10
その他のスパイス ^{注12)}		5
その他のハーブ ^{注13)}		2
牛の筋肉		0.02
豚の筋肉		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注14)} の筋肉		0.02
牛の脂肪		0.02
豚の脂肪		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02
牛の肝臓		0.1
豚の肝臓		0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1
牛の腎臓		0.3
豚の腎臓		0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.3
牛の食用部分 ^{注15)}		0.02
豚の食用部分		0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02

注9)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注10)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注11)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注12)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注13)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注14)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注15)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

メタラキシル及びメフェノキサム (つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注16)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.06
その他の家きんの肝臓	0.06
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01
魚介類	0.1
乾燥させたその他のスパイス(種子に限る。)	5
とうがらし(乾燥させたもの)	10

注16)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

オキシリニック酸 (Oxolinic acid)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う要請があったもの。										
構造式											
用途	農薬／殺菌剤、動物用医薬品／細菌性疾病に対する予防及び治療										
作用機構	キノリン骨格を有する殺菌剤である。作用機構としては、DNAジャイレースのサブユニットA と結合してDNAジャイレースを不活化させ、DNAの複製を阻害することにより菌を死滅させると考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	稲／もみ枯細菌病、はくさい／軟腐病 等										
適用動物／用途	子牛、子豚／細菌性下痢症 等										
我が国の登録状況	稲、はくさい等に農薬登録がされている。 牛、豚等に動物用医薬品として承認されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、欧州連合（EU）、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいて畜水産物に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	許容一日摂取量（ADI）0.021 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2世代 繁殖試験（ラット・混餌） 無毒性量 2.18 mg/kg 体重/day 安全係数 100 遺伝毒性試験： <i>in vitro</i> 試験（+/-） <i>in vivo</i> 試験（-）										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：オキシリニック酸とする。										
暴露評価	TMDI/ADI 比は、以下のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI 比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>29.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>41.5</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>31.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p>		TMDI/ADI 比 (%)	国民平均	29.8	幼小児（1～6歳）	41.5	妊婦	23.6	高齢者（65歳以上）	31.4
	TMDI/ADI 比 (%)										
国民平均	29.8										
幼小児（1～6歳）	41.5										
妊婦	23.6										
高齢者（65歳以上）	31.4										
意見聴取の状況	今後、パブリックコメントを実施予定 (在京大使館への説明及びWTO通報は対象外)										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.3	○			0.06,0.08
ばれいしょ	0.3	0.3	○			0.04(#),0.06(#)
こんにゃくいも	0.5	0.5	○			0.17(#),0.12(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.05	○・申			<0.01,0.03(\$)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	2	○・申			1.66,3.16(\$)
はくさい	2	2	○			0.52,0.60
キャベツ	2	2	○			0.70(\$),0.06,0.24,0.20
チンゲンサイ	2	2	○			0.844,0.96
カリフラワー	2	2	○			
ブロッコリー	0.2	0.2	○			0.03,0.04
その他のあぶらな科野菜	5	2	○・申			1.55(\$),1.40(さんとうさい)
エンダイブ	2	2	○			
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	5	0.7	○・申			1.78(\$),1.12
たまねぎ	0.1	0.1	○			0.01,0.02
ねぎ(リーキを含む。)	3	2	○・申			0.13(#),1.47(#)(根深ねぎ)
にんにく	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.30(\$),0.05
その他のゆり科野菜	0.3	0.3	○			0.06,0.08(ちつきょう)
にんじん	0.2	0.2	○			0.05,0.02
パセリ	3	2	○・申			1.28(\$),0.43
セロリ	1	1	○			0.08,0.43(\$)
日本なし	0.3	0.3	○			0.06,0.07
西洋なし	0.3	0.3	○			(日本なし参照)
もも	0.3	0.3	○			0.04,0.09
ネクタリン	1		○			0.12,0.31(\$)
あんず(アブリコットを含む。)	20		申			(うめ参照)
すもも(ブルーンを含む。)	0.7		申			0.30(\$),0.05
うめ	20	20	○			3.41,10.6(\$),0.89
その他のハーブ	2	2				

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	参考基準値		休薬期間	残留試験成績等	
			国際基準 ppm	外国基準値 ppm		試験日	参照値 ppm
牛の筋肉	0.1	0.1		0.1 EU	5日	5日	<0.005,0.012,0.014,0.017,0.036
豚の筋肉	0.02	0.02		0.1 EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の脂肪	0.05	0.05		0.05 EU	5日	5日	<0.005,0.012(2),0.011,0.027
豚の脂肪	0.02	0.02		0.05 EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の肝臓	0.1	0.1		0.15 EU	5日	5日	<0.005,0.016,0.019,0.022,0.053
豚の肝臓	0.02	0.02		0.15 EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の腎臓	0.1	0.1		0.15 EU	5日	5日	0.053±0.033
豚の腎臓	0.02	0.02		0.15 EU	5日	5日	<0.02(強制経口投与)
牛の食用部分	0.1	0.1			5日	5日	<0.005,0.012(2),0.015,0.030
豚の食用部分	0.02	0.02			5日	5日	<0.02(強制経口投与)
鶏の筋肉	0.03	0.03		0.1 EU	5日	5日	<0.03(飲水添加)
鶏の脂肪	0.1	0.1		0.05 EU	5日	5日	0.06±0.02(飼料添加、皮膚)
鶏の肝臓	0.04	0.04		0.15 EU	5日	5日	<0.04(飲水添加)
鶏の腎臓	0.04	0.04		0.15 EU	5日	5日	<0.04(飲水添加)
鶏の食用部分	0.06	0.06			5日	5日	<0.06(飼料添加、腸胃)
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.1	0.1		0.1 EU	14日	14日	<0.10(アニ、薬浴)
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.1	0.1		0.1 EU	25日	25日	<0.10(ウナギ、薬浴)
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.06	0.06		0.1 EU	16日	16日	<0.06(ブリ、飼料添加)
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.05	0.05		0.1 EU	28日	28日	<0.05(コイ、飼料添加)
魚介類(甲殻類に限る。)	0.03	0.03			30日	30日	<0.03(エビ、飼料添加)

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

オキシリニック酸

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.3
ばれいしょ	0.3
こんにゃくいも	0.5
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10
はくさい	2
キャベツ	2
チンゲンサイ	2
カリフラワー	2
ブロッコリー	0.2
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	5
エンダイブ	2
レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)	5
たまねぎ	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	3
にんにく	0.05
アスパラガス	0.7
その他のゆり科野菜 ^{注2)}	0.3
にんじん	0.2
パセリ	3
セロリ	1
日本なし	0.3
西洋なし	0.3
もも	0.3
ネクタリン	1
あんず(アプリコットを含む。)	20
すもも(プルーンを含む。)	0.7
うめ	20
その他のハーブ ^{注3)}	2
牛の筋肉	0.1
豚の筋肉	0.02
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.02
牛の肝臓	0.1
豚の肝臓	0.02
牛の腎臓	0.1
豚の腎臓	0.02
牛の食用部分 ^{注4)}	0.1
豚の食用部分	0.02
鶏の筋肉	0.03
鶏の脂肪	0.1
鶏の肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.04
鶏の食用部分	0.06
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.1
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.1
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.06
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.05
魚介類(甲殻類に限る。)	0.03

注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。